

はなだより～葬儀のお花と花言葉①～

葬儀では昔からたくさんのお花を飾り、棺に入れてお見送りしています。近年では白木祭壇から、生花を使った「生花祭壇」も増えてきています！枕花や供花だけでなく、よりたくさんのお花を飾るようになってきましたね。今回は葬儀で使用する「お花」と「花言葉」をご紹介します！中でも良く使われるお花の花言葉をまとめました。今回と次回の、2回に分けてご紹介しましょう！まずは、葬儀の場でよく目にする、主なお花たちです。

 <p>菊(キク)…「高貴」「高潔」「高尚」 お葬式のお花の定番です！デザインやラインにも欠かせないお花です。菊類をあしらった白のグラデーション、素敵です！</p>	 <p>胡蝶蘭…「純粋な愛」「清純」 このお花が入ると、とても豪華な印象になりますね！私たちは枕花や供花、もちろん祭壇生花にも使用しています。冠婚葬祭だけでなく多くのシーンで見かけるお花です。</p>
 <p>ユリ…「純粋」「無垢」「威厳」 葬儀では多く見かけるお花です。凛とした姿がとても華やかです。花が大きく、仏花として人気が高いお花です。</p>	 <p>オンシジウム…「可憐」「一緒に踊って」 このお花も供花や祭壇生花を華やかに彩ってくれます！黄色い花は薄暗い空間でもくっきりと見えるので、遠くから見た時に存在感のあるお花です。</p>

お花にはそれぞれに意味があって、それぞれが引き立てあっています。お花に込められた意味にも注目して見ると、より素敵なお花を知ることができますよ！葬儀も、結婚式も、プレゼントも、花言葉に想いをのせるのもお洒落で良いですね。来月は可愛い色花をご紹介します！お楽しみに！！

フラワースペースデザイン部

税務署が狙う名義財産シリーズ①「名義財産」

【思わぬところで相続税がかかる！？】

ご主人の稼ぎから生活費としてもらっていたお金を一生懸命に貯めたお金「へそくり」。実はこれが相続財産とみなされる可能性があることをご存知ですか？

主婦の立場としては、「夫から受け取ったお金は家事育児の正当な対価であり、それをやりくりして貯めたのだからへそくりは自身の財産である」と主張したくなりますよね。しかし、残念ながら税務上は認められません。法律では、夫婦のお金は夫婦それぞれの財産となり、結婚後「夫が稼いだお金は夫の財産」、「妻が稼いだお金は妻の財産」という考え方になります。専業主婦の家庭では収入源は全て夫となりますので、結婚前に自分で稼いだお金や過去の親の相続でもらったお金は別として、へそくりは相続税の課税対象となってしまいます。(実際に相続税が発生するかは、基礎控除などを含めて計算をする必要があります。)

妻が自分名義の口座にへそくりを貯めていても、名義だけを借りて預金をしている「名義預金」とみなされ、実質的には夫の財産とされてしまうのです。実際、相続税の申告漏れ財産は圧倒的に現金・預貯金が多く、税務調査で真っ先にチェックされるのが、この名義預金です。

その他にも思わぬところで相続税の対象になる財産があります。例えば、マイホームを建てる時に「支えてくれる妻のために名義を共有にしよう」、「将来家を引継ぐ子供と共有で登記しよう」と考えた方、考えている方はいませんか。妻のため子供のためにしたその行為、税務署に目をつけられるかもしれません。

税法の考え方は、財産はその名義にかかわらず、誰が原資を負担したかによって誰のものかが判断されます。良かれと思って妻や子の名義を入れたつもりでも、結局は相続財産として妻や子に税金がかかるのです。さらに、相続発生前に税務署に把握された場合、贈与として相続時よりも高額な税金がかかる可能性もあります。

先ほどの「名義預金」を含め、このような資金を出した人と名義人がちがう財産のことを「名義財産」と呼び、相続発生時に税務署がチェックしてくる重要なポイントとなります。資産価値があり、名義を登録するような財産(預貯金、株式、保険など)は誰が資金を負担したかをもう一度思い出してみましょう。

これらの「名義財産」は、資金の支払い方の工夫や、贈与税や相続税の特例を利用することで贈与税や相続税が課税されずに名義を移すことができる可能性があります。心当たりのある方は、心配事をなくすためにも一度専門家へ相談してみたいかがでしょうか。

JBAグループ
税理士/不動産鑑定士/行政書士/宅地建物取引士/MRICS
合田 英昭

葬儀の現場から

人生の最後を誰に託しますか？ 文書で残す大切さ⑤

本紙を読まれている方やドリーマーの会員様で、相続経験のある方もいらっしゃると思います。そういった方々にお話を聞くと、経験はあるものの、自身のこととなると対策をしようと思っはいるがまだできていない、という方が大半のようです。

さて、今回は遺言書の必要度が高い事例ということで、以下の項目に当てはまる方はいらっしゃるでしょうか？

- ・親が残す相続分に兄弟間で差がある
- ・財産のうち不動産が大半を占める
- ・借金がある
- ・夫婦で子や両親はおらず兄弟がいるが、財産は配偶者に全て渡したい
- ・未入籍のパートナーがいる
- ・未入籍で子や両親はおらず兄弟がいるが、財産はパートナーに渡したい
- ・未成年の子がいるが親権者が自分のみ、または諸事情で認知できていない子がいる
- ・養子縁組をしていない連れ子に財産を渡したい
- ・親や子、兄弟に相続させたくない
- ・介護をしてもらっている息子の嫁にも財産を渡したい
- ・可愛がっているペットを最期まで世話してほしい
- ・相続人がいない、または相続人が多すぎる
- ・財産を寄付または寄贈したい
- ・会社の後継者を指定したい

……などなど、あげればキリがないほど、多くの人に遺言書は必要なものなのです。

「ウチは仲がいいから争うことはない」と思いがちですが、例えば兄弟で、親が活着ている間は言えなかった長年の不平不満が、親の死をきっかけに噴出することも少なくありません。

また、2016年度の家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件の内訳では、ほぼ相続税がかからない5000万円以下の事件が実に3/4を占め、さらに全体の30%は1000万以下という結果が出ています。

残された家族みんなが笑顔で暮らしていけるよう、生前の対策をこれから始めてみませんか？



白石 弥生

ドリーマー社員大募集!! まずはお電話を!!

ドリーマーではお客様にご満足していただけるサービスを提供するためスタッフを募集しております。

【正社員】 基本給 187,000円～293,000円
(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【献茶スタッフ】 時給 800円～1,100円
(出勤可能な希望日 要相談)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

【営業パート】 時給 800円～1,500円
(週4日)

冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導で、しっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田 まもる みらい あい



まほろば

第51号

人と心と心。ご縁をつないで50年。
SINCE 1968
50th
Dreamer corporation

株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120-44-5880